

会報
2019
No.557

5

関中協

CONTENTS.....

- ① つなぐ 歴史と地の利生かし飲食業として再開
フリーバル橋もと 橋本 裕司さん
- ② 消費税10% 混乱広がる増税は中止を
- ③ 未来のために9条の大切さ考えて
- ④ 大阪W選挙終えて 大阪の生活と商売守る活動を
- ⑤ 2019年度 税制改正の留意点をチェック
- ⑥ 見聞録 ヨガを通じて「人生の歩み直し」応援
⑦活動報告、かんちゅう今日 ⑧法律コラム、お知らせ

関西中小工業協議会 〒544-0021 大阪市生野区勝山南4-16-2 TEL06-6712-5491(代表) FAX06-6712-5495



橋本 裕司さん(49歳)
フリーバル橋もと
(飲食業・大阪市東成区)

▲チーズチジミ



調理方法や
食材にも
こだわって
もともと、
学校を出てか
ら北新地で和
食の料理人を

ます。建物の内装、水回りの整備など全面改装をして「フリーバル橋もと」を開業しました。

一緒に楽しく働いてみませんか
いま橋本さんの一番の悩みは、土日、お客様で賑わう時間帯に接客いただく人手が足りないことです。土日、午後1時～6時まで時給千円で、楽しく、うちのお店で働かませんか。(連絡先 橋本まで)
06・6978・3838

今年3月、諸事情から廃業したある会員が、関中協に、これまでお世話になったので、鶴橋で飲食の商売をしているお兄さんを会員にと紹介してくれました。4月、入会して間もない橋本さんに、これまでの商売についてお聞きしました。(小田利広)

立地のよい鶴橋商店街で飲食店を開業

生野といえは鶴橋駅付近にある焼き肉というイメージがあります。戦後間もなく、復興期に闇市として出現した市場が、今日、買い物客、観光客で賑わう商店街へと発展しています。

橋本さんのお店は、近鉄鶴橋駅改札口から徒歩3分というところにありました。おばあさんの代

鶴橋で祖母の代から70年

歴史と地の利生かし飲食業として再開

から、70年余り3代にわたり衣服店を営んできていたそうです。事情で衣服店を閉めると決めた3年前、働きに出ることも考えました。しかし、鶴橋

のこの地でお店を構え、暮らしてきた家の歴史をも閉めることに納得できず、人が始終行き来する立地の良さを活かして飲食店をやるうと思いい立ち

かし、リクエストいただければ、鍋物もお造りも料理してお出し出来るのがうちの売りだと話されます。お客様は一元客だけでなく、お店に通ってくれる馴染みの人もだんだん増えてきているそうです。



賑わう鶴橋商店街

消費税10%

「赤字なのに…」中小業者への深刻な影響 混乱広がる増税は中止を

消費税が導入されて30年になります。「広く浅く」という名目で税率3%で導入された消費税は、97年に5%、2014年4月には8%に引上げられ、今年10月には10%になるうとしています。改めて中小業者の立場から消費税率引き上げについて考えてみましょう。(渡部晃司)

中小業者に厳しい取り立て、大企業に抜け道

関中協でも消費税について事業主から苦情のようない質問を受けることがあります。「売上が落ちて、何で消費税を払わなあかんねん」「赤字なのに、税額が去年と変わらんのは何でや」等々です。あらゆる説明をしますが、なかなか納得してもらえません。大阪市のある税務署では消費税滞納事業所が30%あると言われてい

ます。関中協会員も10%以上が納期内に納めきれず、3カ月以上滞納する

額発生となります。

と延滞利息14・6%になり苦しんでいます。そもそも消費税の仕組みが中小業者に不利な点となっているのが要因です。売上に係る消費税から、仕入・経費に係る消費税を差し引いて納税しますが、人件費、減価償却費、利子割引料、租税公課、損害保険料などは経費に含まれません。そのため、売

上が落ちても消費税額が増えてしまうケースも出てくるのです。もう一つの計算方式、売上に業種別経費を掛ける簡易課税方式だと、売上Ⅱ消費税を軽減、免税する方策、

制度もあります。下請けに対して単価を引き下げさせる、輸出企業の仕入にかかったとされる消費税が輸出の際の還付されます。税率が上がれば、いっそう輸出還付金制度の恩恵を受けることになります。

消費税10%導入は免税業者がなくなる一里塚

いま政府はさかんに、消費税の引上げに伴う消費者へ「負担軽減」をはかる取引として、品目によって複数の税率(8%、10%)を使う「軽減税率制度」を宣伝し、導入しようとしています。たと

えば、コンビニなど店内で食べると10%、持ち帰ると8%を価格に上乗せすることになります。しかし、業者にとっては税率の区分をすることが、大変な作業量となり、対応できず10%に上乗せしなかったとしても納税しなければなりません。

いっそう深刻なのが「軽減税率」の実施に伴う「インボイス制度」の導入(2023年10月1日実施予定)です。現在、取引先が独自の様式で発行した請求書を保存していますが、インボイス制度が導入された以降は、適格請求書の発行事業者として登録された事業者が発行する適格請求書を保存することが要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署から「適格請求書発行事業者の登録申請書」の登録を受けた事業者に限られます。この登録を受けていないと、取引先は仕入税額控除ができなくなりま



す。この登録は消費税の課税事業者しか受けることができません。免税事業者が登録を受けるため参考資料…消費税をなくす会パンフレット

未来のために9条の大切さ考えて ～`なんとなく賛成`は、もうやめよう！～

「憲法改憲」は私たちの生活に影響します!!

寄稿

大阪法律事務所

弁護士 加戸匠 かがり たくみ



改憲は私たちの生活に直結!

2017年5月、安倍総理が「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と表明してから2年。未だに、私たち国民に対して具体的な説明はなく、国会での審議すら行われていません。

それでも、安倍総理は改憲への執念を燃やし続けています。このままでは、十分な議論なく、国民の理解が得られないまま、あれよあれよと改憲手続へ進んでしまうのがオチです。

「憲法を変えたって私

たちの生活には影響ないんでしょ？」とお考えの皆様! それは大間違いです! 実は、憲法は生活のありとあらゆる場面に現れ、私たちの権利・自由を保障しています。毎朝新聞を読むことができるのは、憲法が国民の「知る権利」を保証しているからです。家を購入しそこに住むことができるのは、憲法が国民の「財産権」「居住の自由」を保証しているからです。

憲法は国民生活の基盤であり、その改正が国民の生活に影響を及ぼすことは必至です。

憲法9条が自衛隊を守ってきた

自衛隊違憲論という言葉葉をご存じでしょうか? 自衛隊が、憲法9条2項「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」に反するのではないか、という憲法学上の論点です。安倍総理は、「この

ような議論があつては自衛隊がかわいそうだ」と憲法に自衛隊を明記することを提案しています(9条加憲)。

しかし、自衛隊違憲論は法学部の学生でもない限り学ぶことのない論点で、誰も気にしていないのが現実です。

むしろ、自衛隊違憲論は、自衛隊を守ってきた存在でもあります。戦力の不保持を謳う9条2項があればこそ、自衛隊は「自衛のために必要最小限度の実力」として、その権限が厳しく限定され、戦地へ易々と派遣されることはなく、銃の引き金を引くことも引かれることもありませんでした。

ところが、憲法に自衛隊が明記されれば、憲法上認められた存在として制限がなくなること、が予想されます。ただでさえ現在の自衛隊は、安保法制下で同盟国を守るために他国で武力を行使できる存在です。憲法への明記は他国で武力行使できる自衛隊を追認することであり、戦力を持つたないとした9条2項の意味がなくなってしまう。これまで、専守防衛として平和活動や災害救助を頑張ってきた自衛隊員が海外で命を落とすことになるかもしれません。

「何も変わらない」なんてことはない!

安倍総理は「自衛隊を憲法に書き加えても、何も変わりません。」と主張します。それなら約850億円もかけて国民投票を行う必要はあるのか? という疑問は置いて、私たちの生活に影響しないことはありません。

自衛隊の存在が明記されれば、これまで「必要最小限度」に制限されていた軍備の制限がなくなると、防衛予算の増大が予想されます。その予算は、社会保障の削減や消費税の増税など、結局は私たち国民の負担によって賄われるのです。

また、自衛隊の存在が国民の権利・自由を制限する根拠となってしまう。自衛隊に関する情報へのアクセスが制限されたり(知る権利の制限)、駐屯地の造設のために自宅が強制収容される(財産権、居住の自由の制限)可能性があります。

憲法9条を守り、生かす!

今、私たち日本国民がしなければならないことは、日本国民の誇りであり、愛する9条を守り、国際平和のために9条を生かすことです。「自衛隊がかわいそう」とか「何も変わらない」という中身のない説明に惑わされず、日本の未来のために改憲が必要か、一緒に考えましょう。

表1 大阪市長、府知事選挙の前回との比較表 (出所) 大阪市、大阪府選挙管理委員会から引用

大阪市長	柳本顕				松井一郎			
	今回		前回		今回		前回 (吉村洋文)	
	得票数	得票率	得票数	得票率	得票数	得票率	得票数	得票率
	476,351	41.89	406,595	38.49	660,819	58.11	596,045	56.42
府知事	小西禎一				吉村洋文			
	今回		前回 (栗原貴子)		今回		前回 (松井一郎)	
	得票数	得票率	得票数	得票率	得票数	得票率	得票数	得票率
	1,254,200	35.63	1,051,174	33.25	2,266,103	64.37	2,025,387	64.07

維新の「選挙ゲーム」の勝利となった

大阪維新の会、吉村大阪市長(現府知事)松井府知事(現市長)の入れ替え出馬に伴う首長選挙が4月7日におこなわれました。関中協も加入する「明るい民主大阪府政をつくる会」「大阪市をよくする会」(以下、2つの会と略す)は「大阪市をなくさない」の一点で柳本顕さんを大阪市長へ、小西禎一さんを府知事へと応援しました。

維新の「選挙ゲーム」の勝利となった。維新の会、吉村大阪市長(現府知事)松井府知事(現市長)の入れ替え出馬に伴う首長選挙が4月7日におこなわれました。関中協も加入する「明るい民主大阪府政をつくる会」「大阪市をよくする会」(以下、2つの会と略す)は「大阪市をなくさない」の一点で柳本顕さんを大阪市長へ、小西禎一さんを府知事へと応援しました。

会員のみなさんへは、維新の市政、府政が中小商工業者の経営支援とくらしの支えを放棄してきた事実を会報や2つの会が発行するパンフレット、ビラなどで伝えてきました。

しかし、昨年末から周到に用意してきた維新の候補に比べ、小西さん、柳本さんの出馬が告示直前と遅れ、短い選挙戦の中で、有権者へ候補者の知名度と政策がいき届きませんでした。表1にあるように大きく差をつけられ当選には至りませんでした。

朝日新聞4月9日付け報道によると、維新がこなった選挙を「二重行政」「民営化」「大阪の成長戦略」「大阪都構想」「万博誘致」などのワードで作ったストーリーを有権者に徹底的に刷り込んだと評しました。会報4月号で、今回のダブル選挙について、森裕之立命館大学教授が「政党による政治ゲームだと指摘した内容を掲載しました。実際、知事選挙告示日から大阪市会議員、府会議員

表2 大阪府の生活ランキング例

防犯・安全ランキング	47位
福祉・インフラ・子どもの生活ランキング	47位
都道府県幸福度ランキング	43位

(出典) 東洋経済新報社より一部加筆

維新が選挙で持ち出したのが「大阪の成長を止めるな」とのスローガンでした。表2のと前掲げた表3の東大阪地域での

止めるべきは大阪のマイナス成長

選挙に立候補する候補者へ、告示までの8日間、音の出る宣伝を出来なくしてしまいました。大切な政策を有権者へ伝え、判断する時間をなくさせる維新の選挙ゲームのようにも感じます。

表3 東大阪地域の事業所数、雇用者数の減少比較

事業所数	2012年	2017年	増減率	雇用数	2012年	2017年	増減率
東成区	1131	743	▲35.4%	東成区	9532	6808	▲28.6%
生野区	2108	1562	▲25.9%	生野区	15318	11649	▲24%
平野区	1972	1283	▲35.0%	平野区	18459	12722	▲31.5%
東大阪市	6546	5954	▲9.1%	東大阪市	65649	62997	▲4.1%
八尾市	3094	3156	1.02%	八尾市	41473	38318	▲7.6%
東大阪地域	14851	12698	▲14.5%	東大阪地域	150431	132494	▲12%

(出所) 大阪市、東大阪、八尾市の統計資料、八尾市については2012年ではなく2013年

今年も6月になれば国民健康保険料値上げが予想されています。生活と商売を守るため、関中協も市政、府政、国政へ業者運動を強める必要があります。

選挙が終わった翌日、両会の候補者を応援してくれたある会員が「あかんだけれど、私から大阪で住み続けやなあかんのや。あんたもがっかりせんと頑張つてや」と話されました。大事なのは住みやすい大阪へ地道な中小企業運動を続けることだと思います。

(小田利広)

事業所数と雇用の減少、地域経済の衰退に、何処に大阪が成長しているといえるのでしょうか。むしろ成長というならマイナス成長です。止めるべきはマイナス成長で、典型となるのが「カジノ」博打場開設です。地域経済の衰退が、犯罪、貧困、住みにくい大阪へとつながっているのではないのでしょうか。

4月7日 大阪市長・大阪府知事ダブル選挙を終えて

大阪の生活と商売を守る活動を

2019年度 税制改正の留意点をチェック

今年度行われた税制改正について、会員の皆さんへ留意していただきたい内容を簡略してお伝えします。(都築照幸)

個人版 事業承継税制

個人事業者が事業承継を行う場合に、事業用資産にかかる、相続税や贈与税額の納税が猶予されます。

- ・2019年1月1日から2028年12月31日までの相続又は贈与について適用。
- ・事業用宅地(400㎡)、事業用建物床面積(800㎡)※、青色申告の貸借対照表に計上された一定の資産が対象。※数字は上限
- ・相続税の申告期限後、事業と資産保有の継続が要件。
- ・後継者の死亡、一定の重度障害、一定の災害等の場合は猶予税額を免除。廃業、譲渡等の場合には、その時点での資産価額で猶予税額を再計算し、差額を免除。
- ・貸付事業(アパート、駐車場等)は対象外。
- ・経営承継円滑化法に基づく認定が必要で、2024年3月31日までに承継計画を都道府県に提出。
- ・猶予税額に見合う担保の提供。
- ・借入金を利用して取得した事業用資産は、債務となる借入金相当額を除外。
- ・申告期限後、3年後に継続届け書を税務署に提出。

早めの事業承継を支援しようとする制度ですが、承継計画の提出、担保の提供が必要であること、また相続については事前の話し合いが重要となるため、承継を予定されている事業所は、十分な準備と検討が必要です。

住宅ローン控除

消費税の値上げに伴い、税制上の支援として住宅ローン控除期間が3年間延長されます。

- ・改正前10年間→改正後13年間
- ・2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住した場合に適用。
- ・延長した3年間で消費税増税分2%の範囲で減税。(所得税から引ききれない場合は、一定の範囲で住民税から控除)
- ・建物購入価格、住宅ローン年末残高控除対象限度額は4,000万円、認定住宅は5,000万円。

増税前の駆け込み購入を考えておられる方は、単純に消費税の増税額にとらわれず、住宅ローン控除税額、金利や住宅価格等の動向、現在の生活状況などを考慮した上で、本当に増税前に急いで買う必要があるのかを検討してください。

国民年金保険料「学生納付特例制度」の活用を

学生納付特例制度

20歳の誕生日を迎えると、国民年金へ加入する必要があります。保険料を納めることになります。特例として、大学、短大、高等専門学校、専修学校、などに在籍中の20歳以上の学生については、納付を猶予することができます。学生の方は、国民年金への加入手続きと同時に、学生納付特例制度の申請もお考えください。

納付の猶予を受けた期間の保険料

猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めることができます。

学生納付特例制度の更新

学生納付特例制度は、毎年、申請が必要です。

忘れずに手続きをしましょう。

申請に必要な書類

- 1 申請書：市(区)役所・町村役場や年金事務所、日本年金機構のホームページで入手できます。
- 2 提出場所：市(区)役所や町村役場の国民年金窓口
- 3 必要な書類：学生証等の学生であることを証明できる書類

病気やけがで障害が残った時に困る可能性も

学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納めずにいると、けがや病気で障害が残ったときに、障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。(重信夏樹)



障がい者施設でのヨガ指導のようす

生野区中川東、古い長屋の一角に、昨年開設したヨガサロン「まちの水のみ場」があります。ヨガ講師の高山さんに仕事の内容をお聞きしました。



見聞
コーナー
の糸口を求め、心理学、行動認知学、

実は紆余曲折を経て今に至っています。15年前、ひとりでインドを旅行した際、ヨガに出会いました。帰国後、当時業界最大手のヨガスタジオ専属インストラクターとして4年従事しました。そのなかでヨガによって、体と心が良い方向に変わっていくかという、必ずしもそうでない人に出会いました。ヨガの大きな効用である葛藤や不安解消など、心理的作用の個人差が大きいことに悩みました。解決の糸口を求めて、心理学、行動認知学、



改めて、ヨガに魅了され、再びヨガ講師として社会に参加するようになりしました。旅先での興味から、ヨガの奥深さをひとつずつ勉強し、私の人生そのものとしてヨガを受け入れ、すべて経歴を活かしたオリジナルメソッド（独自の方法）が

ヨガ講師をするようになったのはどうしてですか

アロマやセラピー療法について勉強しました。発達障害の方へ学んだ脳科学によってヨガの効果が科学的・生理学的に裏付けされたものであると確信し、7年間、勉強した全ての課題がヨガに包括されていると分かりました。

昨年開設した生野区のヨガサロン「まちの水のみ場」

ヨガを通じて 人生の歩み直し支援

高山 由紀子さん
大阪市生野区在住。ヨガ講師、まちの水のみ場サロンの主宰。



誕生しました。

実際、講師をされて、どのような感想を持たれていますか

私がヨガを施した結果、以下の内容を、よくお聞きします。

- ・慢性疲労や肩こり、冷え性の改善
- ・長年続いていた生理不順の劇的な改善
- ・週一回60分のクラスを半年間続けられた生徒さん10人全員の整
- ・体通いが終了
- ・不眠症の改善、長年の睡眠薬の常用が終了
- ・子育て鬱の解消、新規事業の立ち上げに成功
- ・趣味を本業に転職されアーティストとして活躍中

最後に将来の展望をお聞かせ下さい

海外進出というか、海外にも活動となる拠点をつくりたいです。というのも、環境の変化はとて大きいので、(以前の自分のように)生き辛さを抱えた全ての人へ環境の変化すらも与えられるようになりたいと思っています。

肩こりに苦しむ人が、

(聞き手 小田利広)

労働保険年度更新のお知らせ

6月3日(月)～7日(金)

労働保険の年度更新手続きを6月3日(月)～7日(金)にかけて関中協会館にておこないます、5月中旬に会員の皆様へ年度更新の詳しい資料と案内をお送りしますので確認下さい。資料については、ご覧頂き記入下さい。労働保険加入証明書が必要な場合、事務局までお問い合わせ下さい。

・労働保険は仕事が原因でケガや病気になった時、治療や生活に困らないよう保険給付を受け取れるようにするものです。正社員、非正規に関係なく1人でも雇うと加入しなければなりません。保険料は全額会社負担です。

・雇用保険は65歳以上であっても正社員なら加入しないとならなくなっています。パート、嘱託、アルバイトの場合であっても週20時間以上、続けて31日以上働く条件を満たす場合、雇用保険に加入しなければなりません。

申請関係 の記録

○大阪産業局(前大阪府産業振興機構)が提供する設備貸与制度へ1件、申請し採択されました。
○大阪府経営革新計画について1件、申請し受領されました。



「大阪産」(大阪)のおさかもん(大阪産)という
「大阪産」について、農産物の取得を目指して、4月24日、大阪産直センターにて説明会を事務局からおこないました。

大阪府ものづくり優良企業賞「匠」と認証制度「大阪産」の取得へ
今年も、町工場に眠るスゴ技の発掘に取りかかっています。会員のみならず、ふるって応募ください。農業についても、工業者が大阪府下各地にいます。ブランドとなる農産品、加工品の取得を目指して、4月24日、大阪産直センターにて説明会を事務局からおこないました。

告知板

●所得税振替納税

5月31日(金)まで

●軽自動車、自動車税納付期限

5月31日(金)まで

定例法律相談

5月8日(水) (要予約) 18時30分～20時

担当:城塚弁護士(大阪法律事務所)

場所:関中協会館

次回6月12日(水) 毎月第2水曜日

お急ぎの場合は事務局まで連絡ください

新元号「令和」スタート 昭和から平成を振り返って



昭和生まれの私。「昭和」「平成」そして「令和」。

「令和(れいわ)」と聞いてピンとこなかった。自分の中では「和」はないだろうと思っていたので意外、そして私が生きている間にこんなに早く代わると思っています。思い返してみれば昭和から平成に代わる時、小淵さんが「新しい元号は平成であります」と言ったあの時、

の時はどう感じたんだろうか。よく覚えていませんが、ただ淡々と冷静に聞き、今回と同様「ピンとこないなあ」って言うていたんだと思います。

平成ってどんな時代だった?と聞かれれば、災害時代と答えるでしょう。忘れもしません、平成7年1月17日の「阪神・淡路大震災」、怖かった。そして同じ年の3月20日には、あの凶悪な「地下鉄サリン事件」、夢であってほしかった。

次の令和時代はこんな恐ろしいことのない、平和な良い日が続く事を願います。

(門地悦子)

相続人がいない時「特別縁故者」

制度とこのがあります

大阪法律事務所 弁護士 谷 智恵子
 (大阪市谷町九丁目3-9 中央谷町ビル2階 電話: 06・4302・5153)

法律コラム 4

取ることはできませんか。

質問 私は、結婚

答え 特別縁故者

したての頃、親戚のAさんから、「年老いた父母を抱えて働いているので一緒に住んで、私たち家族の面倒をみてほしい」と頼まれ、同居を始めました。爾来40数年、Aさんの父母、そしてAさんの最期のお世話まで、ひとつ屋根の下で、ほとんど実の娘のように、面倒をみてきました。Aさんには、相続人はなく、持ち家と預貯金が残されました。40数年も家族同然でしたが、遺言もありませんでした。Aさんの相続財産を受け

制度は、こうした場合は、Aさんの相続財産管理人を家庭裁判所が選任し、相続財産(相続人がいないかなど)を調査して整理し、残った財産について、「生計を同じくしていた者」、「療養看護をした者」など、特別に縁のあったものに、その全部または一部について「相続」を認めるものです。この方も、40年間

のAさんと自分たち家族の実際の生活やAさんの父母とAさん本人の老後のお世話などについて、詳細にまとめ、家庭裁判所に資料を提出するなどして報告して、特別縁故者として認められました。

★関中協会会員であれば、初回相談が無料です。

養看護をした者」など、特別に縁のあったものに、その全部または一部について「相続」を認めるものです。この方も、40年間

のAさんと自分たち家族の実際の生活やAさんの父母とAさん本人の老後のお世話などについて、詳細にまとめ、家庭裁判所に資料を提出するなどして報告して、特別縁故者として認められました。



人手不足による廃業なくしたい 外国人労働者の雇用を 考えるシンポジウム

入場料無料 主催:経営塾

日時: 5月17日(金)
18時30分開始、20時30分終了

場所: 生野区民センター301号室
(エレベーターあり)

●基調講演

入管法改正後の外国人就労の特徴と雇用への課題
むつみ行政書士事務所 鈴木 睦美氏
(行政書士・大阪産業創造館アドバイザー)
日本経済大学教授 津川 礼至氏
(株式会社津川製作所代表取締役)

●現場からの発言

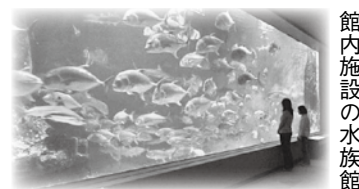
「ベトナム留学生への生活支援から」
小豆島 正典氏(日本ベトナム友好協会大阪府連合会副会長)
「人手不足の製造現場から」
近藤 靖人氏(株式会社近藤溶工代表取締役)
「地域住民から」
竹内 嘉一氏(生野区林寺自治会長)

第73回 関中協定時総会 開催のお知らせ

日時: 6月16日(日)
朝8時30分頃 各地出発

※大阪へ帰る時間は夕方6時前後。
※詳細は決まり次第、参加者へ連絡します。

総会場所:
和歌浦温泉・
萬波 MANPA
RESORT



館内施設の水族館

観光: 総会終了後、和歌山県立博物館で観光、
黒潮市場でお買い物をします。

参加費: 4,000円(同伴者 6,000円)

第73回関西中小工業協議会定時総会を開催いたします。総会では会員間の交流を深め、リラックスできる一日となりますようにと考えています。ぜひご参加ください。